

■クーリング・オフ期間

※日数は契約をした日(書面を受け取った日)を1日目として数えます。

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での原則すべての商品・サービス及び指定権利の契約	8日間
電話勧誘販売	業者からの電話による原則すべての商品・サービス及び指定権利の契約	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法による取引(店舗契約を含む)	20日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの継続的契約(店舗契約を含む)	8日間
業務提供誘引販売取引	内職商法による取引(店舗契約を含む)	20日間
訪問購入取引	店舗外で、政令で指定されたものを除くすべての物品を、事業者が消費者から買い取る契約(クーリング・オフ期間中は、事業者への物品の引渡しを拒むことができる)	8日間



この期間内に、
郵便局の窓口から
簡易書留で発送してね